

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

熊本県荒尾市長

## 公表日

令和4年6月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務
②事務の概要	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を受けようとする者からの申請に基づき、当該申請に関する内容を関係自治体に通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①地方税法による寄附金控除に係る申告特例申請書の受理・保管 ②ふるさと納税doシステムへの特定個人番号の入力・管理 ③関係自治体への通知に関する事務
③システムの名称	
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例申請受付管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項、別表第一の16の項 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部 ぐらしいきいき課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	荒尾市 総務部 総務課 行政管理係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	荒尾市 市民環境部 ぐらしいきいき課 ふるさと創生係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-57-7059

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月28日	I-8 連絡先	荒尾市 市民環境部 ぐらしいきいき課 地域協働係	荒尾市 市民環境部 ぐらしいきいき課 ふるさと創生係	事後	
令和2年6月28日	II-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	II-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月28日	I-1 ②事務の概要	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を受けようとする者からの申請に基づき、当該申請に関する内容を関係自治体に通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①地方税法による寄附金控除に係る申告特例申請書の受理・保管 ②関係自治体への通知に関する事務	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を受けようとする者からの申請に基づき、当該申請に関する内容を関係自治体に通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①地方税法による寄附金控除に係る申告特例申請書の受理・保管 ②ふるさと納税doシステムへの特定個人番号の入力・管理 ③関係自治体への通知に関する事務	事後	
令和3年6月28日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年6月28日	II-1 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月28日	II-2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和3年6月28日	II-2 いつ時点の集計か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年6月28日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	荒尾市は寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	荒尾市は寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年6月28日	I-1 ①事務の名称	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務	事後	
令和4年6月28日	I-1 ②事務の概要	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を受けようとする者からの申請に基づき、当該申請に関する内容を関係自治体に通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①地方税法による寄附金控除に係る申告特例申請書の受理・保管 ②ふるさと納税doシステムへの特定個人番号の入力・管理 ③関係自治体への通知に関する事務	寄附金控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を受けようとする者からの申請に基づき、当該申請に関する内容を関係自治体に通知する。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①地方税法による寄附金控除に係る申告特例申請書の受理・保管 ②ふるさと納税doシステムへの特定個人番号の入力・管理 ③関係自治体への通知に関する事務	事後	